

## 板橋区ウェルネススペース運営要綱

(令和3年12月10日 区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、板橋区（以下「区」という。）が、介護予防・生活支援サービス事業（介護保険法第115条の45に規定する事業をいう。）のほか、介護予防に資する区主催事業、介護予防を目的とした自主活動を行う団体の活動その他板橋区版A I Pに資する活動のために区が確保し、提供する活動場所（以下「ウェルネススペース」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ウェルネススペース 介護予防に資する区主催事業、介護予防を目的とした自主活動を行う団体の活動その他板橋区版A I Pに資する活動のために区が確保し、提供する活動場所をいう。
- (2) 地域包括ケアシステム 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年6月30日法律第64号）第2条に定める地域包括ケアシステムをいう。
- (3) 板橋区版A I P 地域包括ケアシステムにシニア活動支援を加え、誰もが年齢を重ねても安心して住み慣れた地域に住み続けることができるよう、総合事業・生活支援体制整備事業、医療・介護連携、認知症施策、住まいと住まい方、基盤整備、シニア活動支援及び啓発・広報の7つの重点分野を中心とした取組をいう。

### (ウェルネススペースの名称及び位置)

第3条 ウェルネススペースの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

### (休業日)

第4条 ウェルネススペースの休業日は、次のとおりとする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

### (ウェルネススペースの施設、利用時間及び利用区分)

第5条 ウェルネススペースの施設、利用時間及び利用区分は、別表第2のとおりとする。ただし、区長は、特に必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(利用することができる者)

第6条 ウェルネススペースを利用することができる者は、ウェルネス活動推進団体支援事業実施要綱（令和3年12月10日区長決定）第8条の規定により、ウェルネス活動推進団体として登録の承認を受けたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、板橋区版A I Pに資する活動又は高齢者の社会参加に資する地域活動として区長が認めるものについては、利用を承認することができる。

(事業)

第7条 ウェルネススペースにおいて実施する区主催事業又は区関連事業は、次のとおりとする。

- (1) 介護予防に資する事業
- (2) 板橋区版A I Pに資する事業
- (3) その他区長が必要と認める事業

(利用申請の手続)

第8条 ウェルネススペースの利用申請は、利用申請書を区長に提出して行うものとする。

(利用承認)

第9条 区長は、前条の申請があったときは、その内容について審査等を行ったうえ、承認の可否を決定し、ウェルネススペース利用承認（不承認）決定通知書により申請者に対し通知するものとする。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ウェルネススペースの利用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) ウェルネススペースの利用が、販売、講習会等営利を目的としたものであると認められるとき。
- (3) ウェルネススペースを毀損するおそれがあると認められるとき。
- (4) ウェルネススペースの管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めるとき。

(利用料)

第10条 ウェルネススペースの利用に係る利用料は、無料とする。

(利用権の譲渡禁止等)

第11条 ウェルネススペースの利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、ウェルネススペースを利用する権利を他人に譲渡し、転貸し、又は承認を受けた目的外の目的のために使用し

てはならない。

(現状変更等の禁止)

第12条 利用者は、ウェルネススペースに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。

(利用承認の取消等)

第13条 区長は、承認団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、ウェルネススペースの利用承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 利用者が、第6条第1項に定める要件を満たさなくなったとき。
- (2) 利用の目的に反する行為があったとき。
- (3) 第9条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この要綱の規定又は区長の指示に違反したとき。
- (5) 災害その他の事故によりウェルネススペースの利用ができないとき。
- (6) 工事その他の都合により特に必要があると認めるとき。

2 区長は、前項の規定により、利用承認の取り消しを決定した場合は、ウェルネススペース利用承認取消等決定通知書（別記第4号様式）により、承認団体に通知するものとする。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、ウェルネススペースの利用を終了したとき、又は前条第1項の規定により承認を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 ウェルネススペースに損害を与えた承認団体は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表第1

名 称	位 置
ウェルネススペース板橋	東京都板橋区板橋三丁目 26 番 4 号
ウェルネススペース前野	東京都板橋区前野町四丁目 6 番 1 号
ウェルネススペース蓮根	東京都板橋区蓮根三丁目 15 番 1 - 103 号
ウェルネススペース桜川	東京都板橋区東新町二丁目 36 番 5 号

別表第2

名称	施設	利用時間	利用区分	
ウェルネススペース 板橋	洋室 1	午前 9 時 から 午後 5 時 まで	午前 (午前 9 時から 午後 1 時まで)	午後 (午後 1 時 30 分 から午後 4 時 30 分 まで)
	洋室 2			
	舞台付和室			
	和室			
ウェルネススペース 前野	洋室			
ウェルネススペース 蓮根	和室			
	洋室			
ウェルネススペース 桜川	洋室			